

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

現下の社会経済情勢その他の事情を考慮して、市長及び副市長の
給料月額の減額措置を延長するため。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和
4年伊丹市条例第 号）

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第389号）の一部
を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」
に改める。

付 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。